

KLI Marine Journal

2023年
8月

発行日：2023年8月21日
発行者：兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社 保険事業部
電話：03-4214-3951

本稿では、海上保険分野における近年のクレーム・トレンドについて解説するとともに、最近の船舶の火災事故事例、商法の荷送人の危険品に関する申告義務について解説します。

海上保険分野におけるクレーム・トレンド

1. アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ (AGCS)

AGCSの海上保険の2017年から2021年までの過去5か年のクレーム（約24万件・クレーム総額92億ユーロ）の分析によると、損害額ベースでは火災・爆発が18%を占め第一位となっています（前回調査時は13%）。

近年、船舶の大型化に伴い消火活動が困難な大型船舶の火災事故が大幅に増加しており、船舶の全損、人命の喪失に繋がる事故が発生しています。

【海上保険分野の損害額の上位のクレーム】

1. 火災・爆発	18%
2. 海難事故（沈没、衝突）	17%
3. 破損	12%
4. 機械故障（エンジン故障）	12%
5. 自然災害	9%

2. 大型船舶の火災事故の増加と原因

火災事故の増加の背景には、危険貨物の誤申告や未申告が原因であると指摘されています。特に最近のトレンドとしては電気自動車に搭載されているリチウムイオン電池をはじめ、正しく申告がされていない貨物に積み込まれているリチウムイオン電池によるリスクが顕在化していることが考えられます。

また、コンテナ船の大型化と全世界的なインフレにより、貨物の積載量、金額ともに増加しており、貨物の金額面でもリスクが増大しています。

【出展 2023年6月15日 保険毎日新聞】

最近の大型船舶の火災事故の事例

正栄汽船（愛媛県今治市）が所有する自動車運搬船「フリマントル・ハイウエー」で7月25日（日本時間26日）に火災が発生し、乗組員1人が死亡し、乗組員23名全員がヘリコプターと救命ボートで救助されました。フリマントル・ハイウエーは、ドイツのブレーマーハーフェン港に寄港した後、エジプトのポートサイドに向けて航行中に、オランダ沖で火災が発生し、オランダの沿岸警備隊が消火活動に当たりました。

船舶をチャーターする川崎汽船によれば、ドイツのメルセデスベンツグループ製の自動車約300台を含む3783台を積載し、498台がEVでした。

出火原因とEVに関連性があるかは現時点では不明ですが、リチウムイオン電池で火災が発生した場合、ガソリンの火災より温度が高くなり、燃焼時間も長いため、完全な消火も困難な場合があり、一度消火しても数時間後ないし数日後に再び出火することがあると言われています。



【出展・Bloomberg】

本邦における危険品の火災事故に関わる判例（NYK Argus号事件）

【事案の概要】

2004年に、公海航行中だったコンテナ船NYK Argusにおいて、危険物であるコンテナ貨物が燃料タンクの熱により化学反応を起こし、船舶および他の貨物に損害を与える事故が発生しました。

本件の荷送人は商社であり、メーカーから当該貨物を購入して輸出していましたが、荷送人である商社には危険物である旨の情報が正しく伝わらず、当該貨物が危険物であることが無申告であったために、コンテナ船の燃料タンク近くに積み、燃料タンクが過熱（燃料油の流動性確保のため）されたことが原因と考えられています。

【判決（東京高裁平成25.2.28）】

荷主が貨物の危険性知っていたか否かに拘わらず、荷送人（商社）に不法行為上の過失（危険物分類義務違反）があるものと認められ、船舶および他の荷主の貨物の損害に対する損害賠償責任が確定。荷送人には危険物を「判定」「分類」し、「申告」する義務があると示しました。

商法における荷送人の危険品に関する通知義務

上記のNYK Argus号の事件の判決後、2019年4月1日に改正商法が施行され、「危険品に関する荷送人の通知義務」が新たに規定されました。

【商法572条】

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品であるときは、その引き渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該危険物の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

改正商法により、荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品（危険物）であるときは、運送品の引渡し前に、運送人に対し、その旨及び当該危険物の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知する義務を負うこととなりました。これに違反した荷送人は、運送人の損害に対し賠償責任を負います。